

1. 調査研究のテーマ、概要

調査研究のテーマ	「人権課題の解決を目指し、主体的に行動する生徒の育成」 ～部落差別をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目指し、主体的に行動する生徒を育てる人権教育カリキュラムの開発～
----------	--

○調査研究のテーマを設定した目的

本校では、部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目指し、人権教育に取り組んできました。今日、部落差別（同和問題）については、情報化の進展による状況の変化により、平成28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、福岡県では平成31（2019）年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。これまで積みあげられてきた人権教育の取組と成果を踏まえ、部落差別に関する知的理解の定着や人権感覚のより一層の涵養を目指し、人権教育をさらに深化させていくことが求められています。

一方、インターネットが生活の一部となり、本校でもSNS等での生徒同士のトラブルが増加し、いじめや人権問題に発展しかねないケース等がみられます。また、コロナ禍で経験した未知のウイルスに対する不安や恐れは、さまざまな偏見や差別を生み出してきました。「コロナ差別」に苦しまれた人の「コロナウイルスより差別のほうが怖い」という言葉に、あらためてわたしたち一人一人のなかに潜んでいる無意識の差別意識や偏見と向き合う努力が必要であると考えさせられました。

インターネット上では、これまでも他人への誹謗中傷や人権にかかわる差別的な書き込みが問題となってきましたが、国民的課題として差別解消を目指してきた部落差別（同和問題）を助長・誘発するような悪質な差別行為も発生しています。わたしたちは、コロナ禍のなかで起きたことからたくさんを学び、誰もがもっている偏見や差別意識に気づき、誤りを正していけるような人権感覚を身につけること、さらに、人権問題を単に一個人の差別意識の問題としてだけ捉えるのではなく、差別を温存するような社会意識や社会構造を無批判、無自覚に受け入れている状況に目を向ける必要があります。21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、すでに20年以上経ちました。「アフターコロナ」の今こそ、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題を一人一人の課題として捉え、差別をなくすために主体的に行動できる力を育む学びを進めなければならないと考え本テーマを設定しました。

○調査研究の概要

- ① 生徒の実態や人権教育をめぐる社会情勢の変化等を踏まえた、人権教育の全体計画と年間指導計画の研究開発（カリキュラムづくり）
- ② 偏見や差別に気づき、その解決を目指して主体的に行動する生徒の育成を目指すカリキュラム・マネジメント（ホームルーム活動を核とした教科等横断的な授業づくり）

2. 基本情報

研究指定校の概要

○学校名

福岡県立糸島高等学校

○これまでの研究指定等の状況

令和4・5年度人権教育研究指定校事業

○学級数

27学級

○児童生徒数 (R.6.1.31)

全生徒数：1032名

○URL

<http://www.itoshima.fku.ed.jp>

○指定理由

県立糸島高等学校（以下「糸島高校」という。）は、豊かな人権感覚を体得し、科学的認識に基づき、あらゆる人権問題を解決する意思と実践力をもった生徒を育成することを目指した人権教育を推進している。また、各学年、各分掌との連携を密にし、全教職員で人権教育を総合的に推進することを方針として掲げ、教育活動全体を通じた人権教育に努めている。

学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十分に発揮することができるものである。糸島高校では、その取組の重要性を理解し、校種間の連携、地域との連携を図っている。校種間の連携にあたっては、糸島高校のある糸島市内の公立小学校・中学校と定期的に交流の場を持ち、児童生徒理解に関する情報の共有を進めるとともに、各校での人権教育の取組について交流し、小中学校での学びをもとにした人権教育の推進に努めている。また、地域との連携についても、地域の人々との交流の場を通して、地域の人々の人権教育に対する思いや願いに触れ、取組につなげている。

令和4年度には、ハンセン病問題を「感染症と人権」というテーマで取り上げる実践など、個別の人権課題に関する授業公開を行い、授業を参観した糸島市内の小中学校の教職員や地域の方々からさまざまな提案をいただいた。また、糸島市内の小中学校で実施された個別の人権課題に関する授業を参観し、さまざまな学びを得た。これらの提案や学びを人権教育のカリキュラムの充実・改善に生かすべく取組を進めているところである。

糸島高校が行ってきた校種間連携及び地域との連携の取組を人権教育のカリキュラムの充実・改善に生かすことで、小学校、中学校、高等学校へと学習の場を移しながら成長していく児童生徒の成長過程全体を視野に入れた先進的な人権教育カリキュラムの開発が可能であると考え。また、糸島市教育委員会は、今日的な人権課題に対応した市独自の指導資料「人権教育の手引き 1・2・3」を作成・発行する等、県下でも先進的な人権教育の取組を行っている市町村の一つであり、糸島市の小学校・中学校での人権教育の取組を活かして開発を進める糸島高校のカリキュラムは、他地域にはない独自性を有したものになると考える。

小・中・高の系統的な人権教育は、本県教育委員会として取り組んでいるところであり、将来的には本事業における糸島高校の実践を先進的な取組の一つとして県下に周知し、取組の成果を他地域の県立高校等へ広げることで、本県の人権教育のより一層の推進を図りたいと考え、本事業に糸島高校を指定する。

○取り組んだ人権課題について

該当するものに○印、最も主要な人権課題 1 つに◎印を付与

①子供	
②女性	
③高齢者	
④障害者	
⑤同和問題	◎
⑥アイヌの人々	
⑦外国人	
⑧- 1 HIV 感染者等	
⑧- 2 ハンセン病患者等	○
⑨刑を終えて出所した人	
⑩犯罪被害者等	
⑪インターネットによる人権侵害	○
⑫北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬性的指向、性自認	○
⑭その他 ()	

3. 調査研究の内容等

○調査研究の内容

- ① 生徒の人権に対する知識や意識に関するアンケート調査を行い、本校における課題を明らかにする。
- ② 課題解決のための効果的な指導方法について研究し、それらを考慮したカリキュラムづくり・授業づくりを目指す。
- ③ 外部講師等による研修を実施し、教職員の人権感覚や人権認識を高める。

○実施方法

- ① 実施した取組
 - ・ 生徒の実態と取組による変容を把握するため、1・2年生に対して、アンケート調査等を実施した。
 - ・ 生徒の実態等を踏まえたカリキュラムづくり・授業づくりについての事前学習会を設け、効果的な指導方法などについて協議し・授業実践に活かした。
 - ・ 校種間や地域との連携に努め、糸島市等での小学校・中学校での人権教育の取組や、地域の人々の思いや願いを知り、カリキュラムづくり・授業づくりに活かすために、個別の人権課題に関する授業公開を実施した。
 - ・ 令和4年度から年次進行で実施となる高等学校学習指導要領（平成30年告示）の趣旨や、部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査結果等についての理解を深め、カリキュラムづくり・授業づくりに活かした。
 - ・ 教職員の人権感覚や人権認識を高めるため、各分野の専門的知識を持つ講師や当事者の話を聞く研修会を実施した。
- ② 個別の人権課題に関する主な授業実践
 - ・ 性的指向・性自認に関する人権問題
第1学年のホームルーム活動において、性の多様性と人権を題材に取り上げ、性的マイノリティの人権問題の解決に向けて取り組む方を講師として招聘した。
 - ・ ハンセン病患者等の人権
第1学年のホームルーム活動において、ハンセン病問題を題材に取り上げ、ハンセン病問題の解決に向けて取り組む方を講師として招聘した。
 - ・ インターネットによる人権侵害
第2学年のホームルーム活動において、インターネット上の部落差別を題材に取り上げた。
 - ・ 同和問題
第2・第3学年のホームルーム活動において、部落差別の歴史や差別解消に向けた取組みを題材に取り上げた。

4. 検証・評価・改善・普及

① 検証

本事業の実施前（年度当初）と実施後（年度末）に1・2年生730人を対象とした人権に関するアンケートを実施した。アンケート(a)(b)はチェック方式、(c)～(f)は4件法（4, 3, 2, 1から1つを選択）とし、「はい」を4、「いいえ」を1と設定した。実施後のアンケートには(g)～(i)の記述項目を追加した。

アンケート（測定指標）

(a) 女性の人権問題／子どもの人権問題／高齢者の人権問題／障がいのある人の人権問題／外国にルーツのある人の人権問題／同和問題（部落差別）／アイヌの人々の人権問題／性自認や性的指向に関する人権問題／HIV 感染症、ハンセン病、コロナウイルス感染症などに関する人権問題／インターネット、SNSなどの人権問題／拉致被害者やその家族の人権問題／東日本大震災にかかわる人権問題／路上生活者（ホームレス）の人権問題／その他のうち、学習したことがある、内容はだいたい知っている、関心があるものを選ぶ。

(b) 世界人権宣言／日本国憲法第14条／人種差別撤廃条約／女子差別撤廃条約／子どもの権利条約／国籍法／男女雇用機会均等法／個人情報保護法／障害者差別解消法／ヘイトスピーチ解消法／部落差別解消法／ハンセン病問題の解決の促進に関する法／こども基本法／出入国管理及び難民認定法／LGBT 理解促進法のうち、学習したことがある、内容はだいたい知っている、関心があるものを選ぶ。

(c) 自他ともにかげがえのない存在として尊重しようとしている。

(d) 人権問題の解決を目指して、自分ができることは何か考え、取り組みたいと思っている。

(e) 自他のよさを理解して、協力し合える人間関係を築くことができる。

(f) 日常生活の中で、偏見や差別的な言動（文章等の表現物も含む）に気付くことがある。

※ (g) (h) (i) は事業実施後アンケートに追加。

(g) 人権学習を通して、感じたり考えたりしたことは何ですか。

(h) 人権問題を解決するために、取り組んでいる（取り組みたい）ことは何ですか。

(i) これからの人権学習で学びたいこと、やってみたい学習の方法（話し合い、体験的な活動など）があれば教えてください。

知識的側面（1年生）

(a)	実施前	実施後	(b)	実施前	実施後
女性の人権問題	64.4%	73.7%	世界人権宣言	77.1%	70.1%

子どもの人権問題	58.5%	58.8%	日本国憲法第 14 条	37.8%	45.3%
高齢者の人権問題	22.9%	39.1%	人種差別撤廃条約	55.9%	58.4%
障がいのあるひとの人権問題	67.5%	79.2%	女子差別撤廃条約	58.2%	56.9%
外国にルーツがある人の人権問題	31.4%	44.9%	子どもの権利条約	61.3%	61.7%
同和問題(部落問題)	36.4%	44.5%	国籍法	23.0%	19.7%
アイヌの人々の人権問題	36.2%	44.9%	男女雇用機会均等法	67.3%	72.6%
性自認や性的指向に関する人権…	36.4%	61.7%	個人情報保護法	49.3%	54.4%
HIV 感染症、ハンセン病、コロナ…	42.9%	72.3%	障害者差別解消法	27.5%	42.0%
インターネット、SNS などの人…	58.8%	64.6%	ヘイトスピーチ解消法	12.6%	23.4%
拉致被害者やその家族の人権問題	21.8%	34.7%	部落差別解消法	36.1%	36.9%
東日本大震災にかかわる人権問題	28.0%	40.9%	ハンセン病問題の解決の促進に…	16.3%	59.5%
路上生活者（ホームレス）の人権…	18.9%	32.5%	こども基本法	33.2%	42.3%
その他	1.1%	0.4%	出入国管理及び難民認定法	5.4%	12.8%
			LGBT 理解促進法	26.9%	46.4%

価値的・態度的側面（1年生）			←いいえ				はい→			
			1	2	3	4	1	2	3	4
(c)	自他ともにかげがえのない存在として尊重しようとしている。	実施前	1.4%	2.2%	35.2%	61.2%				
		実施後	0.4%	1.8%	29.2%	68.6%				
(d)	人権問題の解決をめざして、自分ができることは何かを考え、取り組みたいと思っている。	実施前	1.7%	8.0%	53.2%	37.1%				
		実施後	1.8%	4.7%	39.1%	54.4%				

技能的側面（1年生）		←いいえ				はい→				
		1	2	3	4	1	2	3	4	
(e)	自他のよさを理解して、協力し合える人間関係を築くことができる。	実施前	1.4%	7.0%	50.4%	41.2%				
		実施後	2.6%	6.2%	39.8%	51.5%				
(f)	日常生活の中で、偏見や差別的な言動（文章等の表現物も含む）に気付くことがある。	実施前	3.9%	16.1%	50.3%	29.7%				
		実施後	4.4%	6.9%	43.4%	45.3%				

② 評価・改善

(a)個別の人権課題としては、障がいのある人の人権問題、女性の人権問題を中心に学習してきており、インターネット・SNSなどの人権問題、子どもの人権問題への関心も高い。同和問題への関心は事業実施前のアンケート調査では36.4%で、中学校によって学習内容も様々であることを踏まえて、2年生の学習内容につなぐ必要がある。(b)憲法第14条や人権三法、こども基本法に対する認知度が低い。2年次に履修する公民科「公共」の「基本的人権」の学習や人権ホームルーム活動で、法制化された背景や意義について学習し、さまざまな人権問題に対する生徒の主体的な学びにつなげていきたい。

(c)～(f)については1・2の否定的消極的回答を選択した生徒数は減少し、4の肯定的積極的回答を選んだ生徒数が増加、取組の成果がみられたといえる。その一方(g)～(i)では、「学習する必要があるのか」「知ることによって偏見をもつのではないか」「自分は差別しないから必要ない」など消極的な感想もみられた。ほとんどの生徒が「差別はよくない、なくすべき」と考えており、将来に向けて差別をなくしていく展望をもたせられるよう指導・取組の工夫が必要であり、学習を通して自分自身と向き合う姿勢や身近な人とのコミュニケーションの大切さなどに気づかせ、生徒一人一人が人権課題の当事者として考えを深められるようにしていきたい。

③ 今後の方向性

引き続き、校内の人権教育推進のための会議や研修などで教職員の人権感覚や人権認識を高める取組を継続する。また、アンケート調査でも「子どもの人権」に対する関心が高く、今年度より「こども基本法」が施行されたことを踏まえ、生徒一人一人が人権の主体として、誰もがありのままにいられる社会をつくる展望をもたせる取組を推進する。

④ 普及

本事業の取組を人権教育推進事業運営協議会などの場で報告した。

5. 人権教育に係る年間指導計画

VI 令和5年度学年別人権教育年間計画

第1学年

- 1 主題 基本的人権と身近な差別
- 2 目標 生徒は人権課題の当事者であるという視点に立ち、生徒同士の意見交換、話し合い等を通じて、一人ひとりのとらえ方や考え方の違いに気付かせ、「多様性」「違い」を認めあう集団づくりにつとめる。今年度のテーマである「性の多様性と人権」「感染症問題と人権」に関する理解を深め、自分及びすべての他者をかけがえのない人間として尊重する心を涵養する。
- 3 重点的取組
 - (1) 学年全員で人権教育を行う。
 - (2) 生徒がテーマについてよく考え、何らかの形で意見を出させるよう工夫する。
 - (3) 「具体的方法」を提案させることにより、人権学習をより実践的なものに近づける。

第2学年

- 1 主題 部落差別の歴史と部落差別解消への歩み（部落史に学ぶ）
- 2 目標 第2学年では現代社会に根強く残る「部落差別」を学習する。主に部落差別の歴史を学び、その中から部落差別の歴史的背景を知り、部落解放運動に取り組んだ人々や水平社宣言から人間の尊厳や人権尊重の精神を学びとることを目標とする。また本年度の人権教育を通して生徒一人ひとりが現代社会に残る様々な差別を自ら解消しようとする強い意志と行動力を身につけられるように計画を立て授業を実施する。
- 3 重点的取組
 - (1) 学年全員で人権教育を行う。
 - (2) 部落差別の歴史をテーマ史的に扱い、班討議などを取り入れて生徒が積極的に授業に参加するように工夫する。また、講演やビデオ視聴については必要に応じて検討し実施する。
 - (3) 感想文を書かせて生徒の理解度を把握し、授業に反映させる。
 - (4) 特設授業だけでなく、平素の学校生活のあらゆる機会において、人権尊重の精神が浸透するように心がける。

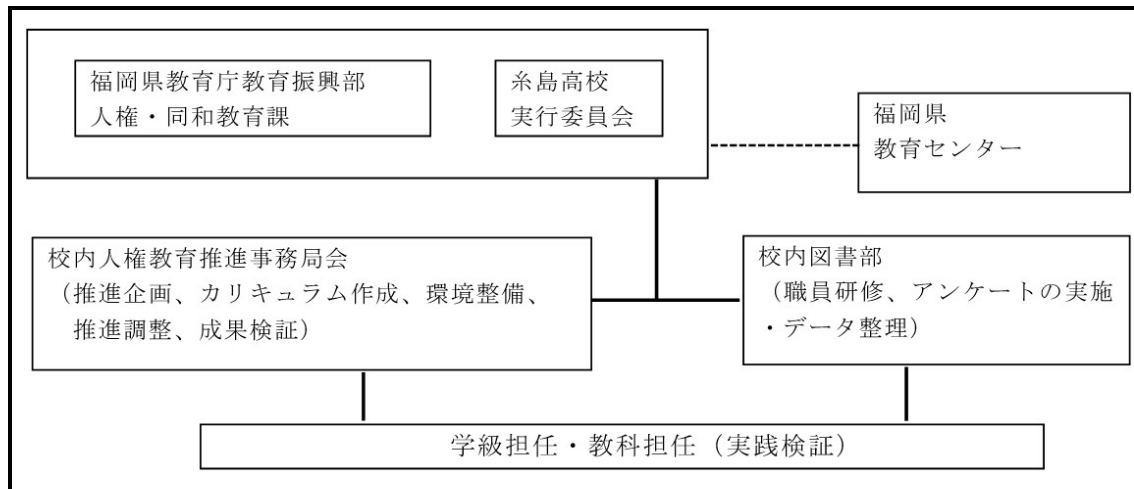
第3学年

- 1 主題 進路保障と労働観の育成及び3年間の総括
- 2 目標 3年生となり、多くの生徒が進学や就職のために書類を書いたり、面接を受けたりすることになる。自分たちの進路を決定するこの時期に、「就職」や「結婚」など残存する差別問題を考えることによって、より身近な問題としてそれらをとらえさせる。3年間の集大成として、1・2年次に学習した「身近な差別」や「部落差別の歴史」を振り返りながら、人権問題は決して他人事ではなく、自分たちの課題であることを認識させ、卒業後は差別を見抜き、なくしていこうとする意思と実践力を持った人間へと成長することを目指す。
- 3 重点的取組
 - (1) 学年全員で人権教育を行う。
 - (2) 生徒が積極的に参加できるような指導計画を立てる。
 - (3) 1・2年次の授業内容と関連させながら、進路保障に関する諸問題を学び、物事を正しく判断できるような感覚を身に付けさせる。
 - (4) 特設授業だけでなく学校生活のあらゆる場面において、人権尊重の精神が浸透するように心がける。

令和4年度実施内容

第1回	6月14日(火) 6限	1年(体育館)	外部講師による講演「性の多様性と人権」
		2年(各教室)	視聴覚教材「あなたに伝えたいこと」「江戸時代の身分制度と差別された人々」
		3年(各教室)	視聴覚教材「旅立ちの夏」
第2回	6月14日(火) 7限	1年(体育館)	多様な性の在り方について、正しい知識を身につけ、自分らしさを大切にしながらお互いに認め合うことができる人権感覚を育成する
		2年(各教室)	自分の中にある偏見や差別感に目を向け、「部落差別のおこり」や「なぜ学習するのか」について理解を深める
		3年(各教室)	統一応募川紙の意義、「言わない」「書かない」取組みについて考え、自分たちの具体的な行動が差別解消につながることを理解する
第3回	11月1日(火) 6限	1年(体育館)	外部講師による講演「感染症と人権」
		2年(各教室)	視聴覚教材「その時歴史が動いた・人間は尊敬すべきものだ～全国水平社・差別との闘い～」
		3年(各教室)	視聴覚教材「若い力は今」
第4回	11月1日(火) 7限	1年(体育館)	「コロナ禍」に伴う偏見や差別の問題を通して、人権とは何かについて考え、人権認識や人権感覚を高める
		2年(各教室)	部落解放運動が人権の実現に果たした役割などについて考え、差別の問題を自分自身の課題としてとらえる
		3年(各教室)	3年間の振り返りと差別解消のためにはどのような行動が必要なのか考え、差別解消に向けた展望をもつ
第5回	1月24日(火)	1年(各教室)	1年間の振り返りと部落史導入
		2年(各教室)	1年間の振り返りと3年次に学習する現存する差別と解放への取組みについての導入

6. 推進体制（都道府県・指定都市教育委員会を含む）



令和5年5月8日

令和5年度 人権教育推進計画

福岡県立糸島高等学校

I はじめに

1 人権教育とは

- (1) 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)
- (2) 国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること。(同上)
- (3) 人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。(人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ))
- (4) 基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。(福岡県人権教育・啓発基本指針)

2 人権感覚とは(人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ))

人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとする価値志向的な感覚である。

3 人権教育推進の基本的な視点(福岡県人権教育推進プラン)

- (1) すべての人が等しく学習機会を得て、自分の能力を最大限に伸ばす。
- (2) 人権や人権問題について学び、理解を深める。
- (3) 人権が大切にされた環境で学ぶ。
- (4) 人権が大切にされる社会を目指す。

4 学校教育における人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育が目指すもの(福岡県人権教育推進プラン)

- ア 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成－人権尊重精神の育成－
イ 自立・自己実現を図るための支援－進路と学力の保障－

(2) 具体的な取組の視点(同上)

ア 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

- ① 人権が尊重される学校づくりの推進
- ② 学校としての組織的な取組の推進(人権教育の目標の設定、校内推進体制の確立、人権教育の全体計画と年間指導計画の策定、学校としての点検・評価)
- ③ 教職員研修の改善・充実(人権尊重の理念の理解・体得、研修計画の作成と研修の充実)
- ④ 家庭・地域、関係機関及び校種間の連携(家庭との連携、地域社会との連携、地域の関係機関とのネットワークづくり、校種間の連携)

イ 指導内容の充実と指導方法の工夫・改善

- ① 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上
- ② 指導内容と指導方法の工夫・改善(人権教育を通じて育てたい資質・能力、人権に関する知的理解に関わる指導内容と指導方法の工夫・改善、人権感覚の育成に関わる指導内容と指導方

法の工夫・改善、効果的な学習教材の選定・開発－『かがやき』『あおぞら』『あおぞら2』の活用、普遍的な視点と個別的な視点からのアプローチ、人権教育の指導に当たっての留意事項)

- (3) 学校においては、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意識・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになりそれが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現せることができるようにすることが大切です。(糸島市人権教育・啓発基本指針)

5 隠れたカリキュラム (人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ))

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しなやかに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのはそれらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

以上のことから、今年度も、これまでの脈々たる人権教育で積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、全職員の共通理解、共通認識のもと、全ての教育活動を通じ、生徒一人ひとりを大切にしたい人権教育を推進することを提起、確認していく。

II 目 標

自他ともに尊重する気風に満ちた学校で、お互いの気持ちを尊重した言動のとれる、思いやりと感謝の気持ちを持つ生徒を、そして、豊かな人権感覚を体得し、科学的認識に基づき、あらゆる人権問題を解決する意思と実践力をもった生徒を育成する。

III 方 針

1 各学年、各分掌との連携を密にし、全教職員で人権教育を総合的に推進する。

- (1) 道徳教育の充実を常に意識し、人権尊重の観点に立った指導と支援を推進する。
(道徳内容項目：【希望・勇気・意志】【相互理解・寛容】【公正・公平・正義】【生命の尊さ】)
- (2) 各学年との連携により、修学困難な生徒を支援するとともに、全生徒の自他を同様に尊重する感情を育成する。
- (3) 教務課との連携により、わかる授業、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業、個々の生徒に応じた授業を展開し、学力保障を推進する。
- (4) キャリアサポート課との連携により、進路保障の取組、上級学校進学後の学費や就職のための統一応募用紙に関わる支援を推進する。
- (5) 庶務課、事務室との連携により、経済的に就学困難な生徒を把握し、奨学金制度等の案内、手続きに対応する。
- (6) 教育相談委員会、いじめ対策委員会との連携により、長期欠席の生徒や課題を抱える生徒への支援を推進する。
- (7) 保健室や各学年の特別支援コーディネーターと連携し、課題を抱える生徒の情報を共有し、支援する。

2 人権尊重の視点からの校内研修を充実させ、人権教育に資する。

- (1) 教職員が現状に即して必要としている研修内容を把握し、効果的・実践的な研修を計画・実施し、全教職員の人権感覚の向上に努める。
- (2) 課題を抱える生徒について、連絡会または研修会等を実施する。

3 地域と連携し、多面的な人権教育を推進する。

- (1) 中学校との連携を密にし、課題を抱える生徒への支援を推進する。
- (2) 行政との連携を密にし、就学困難な生徒の支援を推進する。
- (3) 家庭やPTAとの連携を密にし、保護者とともに人権教育を進める。

IV 重点的課題

本校に入学したすべての生徒に対し、修業年限の間、責任と覚悟を持って指導にあたり、卒業させるのが原則であり使命である。しかしながら、長期欠席や進路変更に至る生徒も皆無ではない。特にコロナ禍の長期化にともなう様々な活動制限の中で、不登校生徒や転学・退学する生徒が増加した（令和4年度退学1名、転学11名、定時制へ転籍1名）。入学後、生徒がかかえる様々な不安や学校生活への不適應から、高校で学ぶことの意義を見失い、転学・退学の意向を示す生徒がいる現実を真摯に受け止めなければならない。

また、本校では就学支援金受給者は全校生徒の約86%、就学給付金受給者は約13%、一人親家庭の生徒が約14%、福岡県教育文化奨学財団の奨学生は43名、福岡市の奨学生は6名（数字は令和4年度、糸島市の奨学金を受給している生徒は不明）、奨学金を受給していても、アルバイトが必要な生徒も数名いる。このように経済的な支援が必要な家庭が多いのも事実である。

不登校の理由は、学業に関するもの、生活習慣や家庭環境、人間関係に関するものなど、生徒自身に起因するものに限らず様々である。校内では、学級担任だけでなく、学年・教科・部活動担当教諭や養護教諭と、学校外では小・中学校、関係諸機関と連携・協力し、生徒の発する微少な合図にも気付くこと、そして、生徒の多様な課題、問題に対応できる体制を整えておく必要がある。

教育相談委員会は、各学年や各分掌との連絡体制を密に取り、多面的に生徒の実態把握を行い、不登校を含む長期欠席生徒や転学・退学に至る生徒を減らす努力をしている。生徒の気持ちを学校へ向かせるために、授業内容の工夫・改善や修学、進学に係わる経済的な課題克服に向けた取組のみならず、教職員、分掌、委員会等が連携し、担任や学年を中心に、本人及び保護者と丁寧な面談を行い、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、訪問相談員につなぐ取組を継続する必要がある。中学校や外部機関との連携も引き続き進める必要がある。

- 1 全教科、全領域で、人権尊重の視点を基盤とした教育活動を行い、生徒の自尊感情とともに他尊感情を涵養する。
- 2 道徳教育や特別支援教育の視点を持ち、教材の精選、指導の工夫に努め、生徒がより理解できるような教育活動の改善を図る。
- 3 デジタル・シチズンシップ教育の視点から、生徒が主体となって話し合い、互いの違いに配慮しながら人権を大切に社会につながるICTの利用・活用に取り組む。
- 4 毎週の教育相談委員会において、課題を抱える生徒を早期に把握し対応する。また、中途退学防止・いじめ対策委員会と連携し、担任と当該学年を中心とした支援体制を構築する。
- 5 校種間や地域との連携に努め、糸島市等での小・中学校の人権教育の取組や、地域の人々の思いを知り年間指導計画や授業づくりに生かす
- 6 職員研修の充実、公開授業の実施など福岡県人権教育推進事業への取組を通して、人権教育のより一層の充実を図る。

V 令和5年度 文部科学省「人権教育研究指定校事業」との関連

1 調査研究のテーマ

「人権課題の解決を目指し、主体的に行動する生徒の育成」
～部落差別をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目指し、主体的に行動する生徒を育てる人権教育カリキュラムの開発～

2 調査研究のテーマを設定した目的

本校では、部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権課題の解決を目指し、人権教育に取り組んできました。近年、部落差別（同和問題）については、情報化の進展による状況の変化等により、平成 28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、福岡県では平成 31（2019）年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。一方で、インターネットが生活の一部となり、SNS等での生徒同士のトラブルが増加する中、本校でもいじめや人権問題に発展しかねないケース等がみられます。これらのことから、本校では、これまで積みあげられてきた人権教育の取組と成果を踏まえ、部落差別（同和問題）に関する知的理解の定着や人権感覚のより一層の涵養を目指し、人権教育をさらに深化させていくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下、未知のウイルスに対する不安や恐れは、さまざまな偏見や差別を生み出してきました。インターネット上では、これまでも他人への誹謗中傷や人権にかかわる差別的な書き込みが問題となってきましたが、国民的課題として差別解消を目指してきた部落差別（同和問題）を助長・誘発するような悪質な差別行為も発生しています。「コロナ差別」に苦しめられた当事者の「コロナウイルスより差別のほうが怖い」という言葉に、あらためてわたしたち一人ひとりのなかに潜んでいる無意識の差別意識や偏見に向き合う努力が必要であると考えさせられました。

わたしたちは、コロナ禍のなかで起きていることからたくさんの方の学び、誰もがもっている偏見や差別意識に気づき、誤りを正していけるような人権感覚を身につけること、さらに、人権問題を単に一人の差別意識の問題として考えるのではなく、差別を温存するような社会意識や社会構造を無批判、無自覚に受け入れている状況があることに目を向ける必要があります。「新しい生活様式」が求められている今こそ、部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権課題を一人ひとりの課題として捉え、差別をなくすために考え、主体的に行動できる力を育む学びをさらに進めていく必要があると考え、本テーマを設定しました。

3 調査研究の概要

- (1) 生徒の実態や人権教育をめぐる社会情勢の変化等を踏まえた、人権教育の全体計画と年間指導計画の研究開発（カリキュラムづくり）
- (2) 偏見や差別に気づき、その解決を目指して主体的に行動する生徒の育成を目指すカリキュラム・マネジメント（ホームルーム活動を核とした教科等横断的な授業づくり）

4 本年度の推進の方向性

部落差別解消推進法の意義を踏まえ、ネットリテラシー教育の充実をはかり、しっかりとした人権感覚・人権認識に裏打ちされたICT活用能力を身につけさせる。

引き続き、各分野の専門的知識を持つ講師や人権課題の当事者の話を聴く講演会や研修会を実施し、職員・生徒の人権感覚や人権認識を高める。